

令和7年8月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和7年8月20日開会

丸亀市農業委員会

令和7年8月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和7年8月20日（水） 午前10時00分～午前11時25分

開催場所 マルタス1階 多目的ホール1

出席委員 41人

農業委員 14人

1. 大西 貴久	5. 平山 康生	11. 竹内 章雄	15. 尾崎 義美
2. 田中 浩信	7. 山根 三枝子	12. 松永 哲之	16. 松下 孝江
3. 尾野 弘季	8. 富田 等	13. 竹田 久義	
4. 内田 久夫	9. 牛田 均	14. 松永 哲夫	

農地利用最適化推進委員 27人

1. 元木 繁雄	9. 宮前 千代秋	17. 田中 正隆	24. 竹林 隆
2. 西山 孝	10. 山口 好則	18. 宮武 俊博	25. 古竹 義弘
3. 廣瀬 義文	11. 須藤 誠一	19. 喜來 聖則	27. 徳永 善史
4. 一本松 学	13. 大野 忠志	20. 新居 勉	28. 竹林 俊一
6. 坂井 清照	14. 高木 久義	21. 山本 清秀	29. 山本 敏一
7. 守家 祥司	15. 田羅間 勳	22. 深井 正隆	30. 三谷 孝治
8. 戸張 正典	16. 横山 隆一	23. 佐藤 久男	

欠席委員 5人

農業委員 2人

6. 和泉 弘美	10. 小松和貴子
----------	-----------

農地利用最適化推進委員 3人

5. 斎藤 純子	12. 大西 浩	26. 村山 雅美
----------	----------	-----------

農業委員会事務局出席者

事務局長 大西 良明	副主幹 河田 浩和	主任 宮内 隆匡
事務局次長 山田 健司	主査 佐々木武志	

その他の出席者

丸亀市農林水産課担当長 造田 忠彦

丸亀市農林水産課主査 西山 善行

議事日程

農政に関する議題

- 1 農業振興地域整備計画の変更について
- 2 地域計画の変更について
- 3 耕作者不在農地の利用調整手順について
- 4 その他

報 告

- 1 定例農家相談会の開催結果について
- 2 その他

土地に関する議題

- 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第43号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
議案第44号 非農地証明願について
議案第45号 許可後の事業計画変更申請について

報 告

- 報告第15号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について
報告第17号 許可後の取消願について

その他

●事務局長（大西良明君）

定刻がまいりましたので、只今から令和7年8月の農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、本日お配りしております資料の確認をお願いします。まず、総会の次第、その後ろに、地域計画の変更についての資料、最後に、耕作者不在農地の申出書等の関係書類となっております。事前にお送りしています議案書等もお出しください。推進委員の皆さまは、総会出席は最適化活動に該当しますので、本日出席した件を青色の記録セットにご記入ください。次に、携帯電話は、電源を切るかマナーモードでお願いします。議事進行につきましては、松永会長、よろしくお願ひします。

●会長（松永哲夫）

改めまして、おはようございます。8月ももう20日になったんですが、本来ですと残暑がどうこういうんですが、まだ、猛暑のままで、夏真っ盛りという感じでございます。で、私共の任期もあと1年になってまいりました、今までの2年間でだいたいの農業委員さん、推進委員さんの役割を十分に分かって頂いたと思います。また、1年頑張って頂けたらと思います。今日も沢山の議案がございますが、ご審議のほど宜しくお願ひいたします。つい最近、もうそろそろ新米が出てくる時期になっております。全国のニュースでは新米の価格がどうかとか、備蓄米をどうするかといった情報がありますが、これらでも、また段々出てくると思います。JAさんは概算金の価格を出しておりますので、皆さん方のほうは、大体、分かっていると思います。そんなことを含めまして、今日はまたご審議のほど宜しくお願ひいたします。本日の出席委員さんは、14名で過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、12番の松永哲之委員さん、13番竹田委員さんにお願いいたします。それでは、農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

はい、農政に関する議題といたしまして、議題1 農業振興地域整備計画の変更について、議題2 地域計画の変更について、議題3 耕作者不在農地の利用調整手順について、議題4 その他です。以上、ご審議のよろしくお願ひいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議題1 農業振興地域整備計画の変更について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（西山善行君）

はい、皆さんこんにちは。農林水産課農振除外の係の西山と申します。本日、貴重なお時間を頂きまして、令和7年8月1日締切りの8月分の丸亀市農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更につきましてご報告をさせていただきます。お手元の資料ですけれども、あらかじめ送付しております、農業振興地域整備計画の変更について、こちら資料1と表記があるものです。もう1点A4縦長の資料2農業振興地域整備計画変更に関する位置図になっております。資料1横長のほうですけど、変更等理由書総括表でございますが、申出地の一覧表になっております。一番左側の番号が、縦長の位置図の右上に書いております8-1から8-17番まで、今回除外17件ございます。こちらのほうをご覧頂きまして、それでは、説明に入らせて頂きます。座って説明いたします。

【番号8-1～17の各案件説明】

以上、除外17件、合計16,773.92m²の申出となっております。変更区分、地域別の内訳は、3ページの表に記してございます。以上、よろしくお願ひいたします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりましたが、この件につきまして何かご質問等ございましたらお願いします。

●会長（松永哲夫君）

特にご意見もないようですので、農業振興地域整備計画の変更については、異議のないものといたします。西山さん、ありがとうございました。次に議題2 地域計画の変更について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

丸亀市農林水産課の造田と申します。地域計画の変更等申出書について説明させて頂きます。座って説明させて頂きます。もう何回かされているので、大体、ご存じかとは思うんですが、農振除外の手続き同様に、農地転用申請前に対象農地を地域計画区域内から除外する手続きが必要になります。8月8日締切分の地域計画変更申出が提出されましたので、ご報告とともに反対意見が無けれ

ば、地域計画変更の手続きを進めさせて頂きたいので、よろしくお願ひいたします。なお、今から説明させていただく農地はすべて、地元の水利組合、土地改良区の意見書が提出されており除外の同意は頂いています。それでは、地域計画に係る資料についてですが、今日、机の上にあるもので3部ございます。地域計画変更等理由書括弧総括表、それに対応する案内図、位置図と書いております。それと地域計画変更案というもの、こちらの3部で説明させて頂きます。その中の地域計画変更等理由書括弧総括表、横のものと、位置図を見比べながら聞いて頂いたらと思います。

【番号1～21の各案件説明】

今後のスケジュールですが、農業委員会として反対意見がなければ、香川県農地機構にもご意見を頂き、そちらでも反対意見がなければ、地域計画変更案の公告縦覧を2週間行いまして、そこでも意見がなければ、その後9月20日頃に地域計画の変更の公告を行い、地域計画の変更は完了となります。その後、変更した旨を申出者に通知しまして、10月3日締めの農地転用の申請手続きを行ってもらうようになります。転用事業者が10月3日に申請したらということですけれども、そうすれば、2か月後の10月20日のこちらの定例会で、今回の申出分の農地転用申請が議題に上がる予定となっております。なお、先ほどの農業振興地域整備計画で説明した除外農地の内、飯山のところの一つを除き、今説明した地域計画区域からの除外農地として入っております。その一つは、事前に申し出があがっており地域計画からの除外は完了しております。説明は以上になります。何か質問はありますでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたが、何かご質問ございませんでしょうか。今説明がありましたように、農振計画の除外と地域計画、そしてさらには、2か月後には転用申請と、年度初めに申し上げましたけれども、色々被ったような案件が次々出てまいります。しかもこの地域計画の変更につきましては、今日、初めて皆さんに書類としてお見せするので、事前にお送り出来ておりませんでした。これは、地域計画の受付自体の日程の関係で、このようになっております。今日のこの場では、皆さんの該当地区の案件をお目通し頂いて、ご了解を頂けたらと思います。大分、農振計画の除外と被っているものがあると思いますが、今回の地域計画の変更について、何かご意見ないでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

それでは、地域計画の変更につきましては異議のないものといたします。造田さん、ありがとうございました。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

ありがとうございました。

●会長（松永哲夫君）

今申しましたように、この量で案件がダブってまいりますので、それぞれの地区の農業委員さん、推進委員さん、お目通しの上、ご了解の程、宜しくお願ひいたします。それでは、議題3 耕作者不在農地の利用調整手順について、事務局より説明をお願いします。

●事務局長（大西良明君）

はい。それでは、耕作者不在農地の利用調整手順というクリップ留めの資料をお手元にご用意ください。先月の総会で香川県農業会議の近藤事務局長さんをお招きしまして、第3次香川の農地利用最適化推進一斉強化運動ということで、今後の農地利用の最適化の推進をどう進めていくかというお話しを中心にご講話頂きました。お話の中にもありました通り、地域計画における目標地図において、将来の耕作者が定まっていない農地、これが沢山ございます。これらについて、何も手を打たなければ遊休農地となって、荒廃し、農地として利用出来なくなる。そうなってしまう前に、委員さんが集まる毎月の農業委員会定例総会の場を利用して、耕作者不在農地の情報を共有し、それぞれの地区で声掛け活動を行っていただき、受け手とのマッチングに向けた調整を行い、貸借を促進していくという流れになっておりまして、本日はその具体的な手順について、事前にお送りしております資料を基に説明をさせて頂きます。お手元にある資料といたしまして、A3縦型の耕作者不在農地の利用調整手順、2枚目に受付リストのサンプル、3枚目以降にカラー刷りのホッチキス留めしました認定農業者名簿一覧、新規認定農業者の名簿をつけております。一番最後に、農用地貸付申出書という様式がありまして、これを4、5枚配布させて頂いております。それでは資料に基づいて説明させて頂きます。まず、1枚目のA3縦型の耕作者不在農地の利用調整手順というものですけれども、左上の枠のところ、上から受付、提供資料準備などとなっておりますが、上から下へが処理の流れになります。順に説明させて頂きます。まず、受付の所なんんですけど、まず、農地を貸したいという方から農用地貸付申出書を提出いただくことからこの流れが始まります。受付欄のところ、毎月5日締めと書いておりますが、これは、3条申請とか転用申請とかの受付の締切と合わせております。資料の最後につけております農用地貸付申出書をご覧いただけますでしょうか。何枚かつけております内の1枚を取り出しご覧いただきたいと思います。申出者のお名前であるとか連絡先であるとか、それとあと項目につきましては、チェックをして頂けるような、チェックをす

れば完了するような様式にしております。裏面が各筆明細となっております。このような形の申出書になります。A3 のほうに戻って頂きまして、受付のところですが、受付は基本的に農業委員会の事務局ですることになります。また、農林水産課や農地機構でも受付が出来る体制をとっております。窓口への来庁や電話が多いことが想定されますが、農家相談会でも農地を借りてくれる人を探しているという相談が多いかと思いますし、直接、委員さんに借手を探しているという相談があるのではないかと想います。地域の方からの相談ですので、立場上、受付は市役所のほうなのでそっちに行ってくださいとはなかなか言えないので、このお付けしております申出書を利用して、ちょっと書いて頂いて事務局のほうに提出していただけたらと思います。で、細かな話になるんですが、相続未登記農地については、例えば使用貸借ですと持ち分の過半の相続人の同意が必要であるとか、また、賃貸借について、相続人の全員の同意が必要であるとかという、農地台帳を確認しないと受付が出来ない場合もありますので、そういった場合は全て農業委員会事務局に回して頂けたらと思います。次の枠、受付の下、提供資料準備というところなんですが、これは委員さんにはあまり関係ないんですが、毎月 5 日までに提出された申出書を取りまとめて、事務局で受付リストを作成後、農林水産課、農地機構と情報共有し、委員の皆様に提供する資料を作成すると。農林水産課では、申出農地の位置図であるとか、委員さんがお声がけする受け手候補の情報、農地機構では、途中で解約された場合、また、これまでの担い手が更新しないというのであれば、その理由は何なのか、過去の貸借の履歴や受け手にふさわしい担い手の情報などの提供を頂くことになります。それらを取りまとめて、事務局で委員さんへの配布資料を作成します。次の〇〇月定例総会という欄なんですが、委員さんの所を見ますと、各種資料及び情報受理ということで、事務局の欄のほうには、対象地区の委員さんへ資料と情報提供。地区というのは島しょ部を除いた市内 14 地区になります。緊急連絡網の地区割の地区になります。お渡しする資料といたしましては、申出書のコピーであるとか、農地の位置図、受付リストなどになります。赤色で書いているのですが、農地位置図・受付リストは全委員に配布し情報提供を呼び掛けるとなっておりまして、対象地区の農業委員さん、推進委員さんには地域計画に位置付けられています担い手、ここなら借りてくれるのではないかという候補を農林水産課さんがピックアップしてくれているんですけど、かならずそことマッチングが成立するとは限りません。広く委員さんに呼び掛けて、ここなら借りてもいいであるとか、新規就農の方で農地を探している方がいるとかという情報提供を頂いて、貸借の可能性を少しでも高めるというなかなか厳しいミッションなんんですけど、農業会議からこういうやり方でやってくれという指示もございますので、地区外の委員さんにこういった情報があるのかどうかというのはなかなか難し

いんですけど、借り手を探したいという申出があつたら、その情報については、委員さん全員で共有をさせて頂きたいと思います。次の下の項目、現地確認アンド受け手の候補者への戸別訪問というところですが、まず、委員さんのところに書いてあるんですが、まず、農地の位置図を見て頂いて現地確認を行つて頂きますが、地図を見れば農地の状況が分かるというのであれば、現地を見に行く必要はないと思います。次に訪問順位というものがありまして、まず、一番目には優先的受け手ということで、農林水産課さんが地域計画に位置付けられた借り受け出来る可能性があると見込まれる受け手候補者、これを受付リストに示しておりますので、まず、そこに連絡を取つて頂いて、申出書の内容に基づき貸借の条件や可否を確認して頂ければと思います。位置図や申出書の確認をしながらとなつておりますので、基本は訪問して、お伺いしてということになるんですけど、必ずしも対面でなければならぬということではないです。連絡を取る手段はおまかせします。このA3の手順書の後ろに受付リストのサンプルをつけておりますのでご覧ください。上の項目、左から受付番号、土地所有者情報、農地の所在とかいうのがあります、右から2番目のところ、受け手候補者情報というところ、ここに、いわゆる核となる担い手、ここが借りてくれるのが妥当であろうと、農林水産課さんが情報を入れてくれています。まず、担当地区の委員さんは、この受け手候補と貸借の相談をして頂くこととなろうと思います。あと右端に農地機構等からの情報ということで、このサンプルでは1番、3番、6番のところに情報が入つておりますが、解約後更新をしない理由とか、周辺の農業者の情報など参考にしていただければと思います。さらにこの受付リストのサンプルの後ろに、担い手リスト、認定農業者の名簿をつけております。カラー刷りのものです。これが半永久保存版になります。毎年人間の入れ替えがあるかもしれませんので、最新版は、年に一度とかで差替えることにならうかと思うんですが、地元の方は皆さんご存じだと思いますけど、戸別訪問の時にはこういった資料をご利用いただければと思います。また、この認定農業者名簿に載っている方が借りてくれないと、借りられない理由が色々あらうかと思いますが、ということになりますと、その他、例えば基準構想水準到達者という方であるとか多様な農業人材の農業者さん、それ以外にも一般の兼業農家、個人農家さんなどの小規模農家さんがいらっしゃると思いますので、近隣で耕作されている方がいらっしゃつたら、そういう方に声をかけて頂いて、貸借の結びつけを行つて頂きたいということになります。そこで、本日は、8月5日締切りの貸したいという申出が6件ほどあったんですけど、22筆分。この農地の情報につきましては、後ほど議事が終了いたしましたら、事務局のほうから皆さんの方に資料の説明をさせて頂きます。申し出があつた農地の担当地区の農業委員さん、推進委員さんは、担当内で誰がどこの受け手に話をするかなどは地区内で調整して頂きたいと思います。ここで、A3に資料に戻つて頂きまして、マッチングが成立した場

合、本庁事務局に連絡して頂いて、受付リストの番号であるとか、借りてくれる農地の地番とか、受け手が誰なのかなどの情報を報告頂くと、本庁事務局は、その情報を農地機構に提供し、機構が貸借の手続きの案内を双方にするという流れになります。この欄の最後に書いてありますが、活動内容は、すべて活動記録セットに記入するということで、耕作者不在農地の利用調整に係る活動は、すべて付加報酬の対象となりますので、活動記録セットにすべて書いて頂くことになります。いつ、どこで誰を訪問して、どんな話をしたのか、また要した時間などを記入して提出して頂きたいと思います。次に、A3 の表の下の項目ですけど、翌月定例総会のところの結果報告というところですが、マッチングが成立した場合は、調整がつき次第、本庁事務局に連絡を頂くということでしたが、マッチングが不成立だった場合の報告方法なんんですけど、これにつきましてもすべて、活動記録セットに記入して提出して頂きたいと思います。これまで、活動記録セットは、数か月纏めてということで構いませんということだったのですが、マッチング活動が当たった地区の委員さんにつきましては、翌月の総会で活動内容をすべて記した記録簿を提出して頂きたいと思います。マッチングすれば記録だけでいいんですけど、不成立であった場合は、なぜその受け手は借りてくれないのかの理由、どんな条件であれば借り受けできるのかとか、そういったものが今後、他の地区で貸したいという申出があった時に活用できますので、そのあたりも詳しく記載して頂けたらと思います。流れとしては、このような流れで原則一か月の期限を切って耕作者の探し出し作業を行う。これを毎月毎月繰り返していくことになります。今回は初めてだったので、農政に関する議題として取り上げましたが、今後は毎月総会の議案審議終了後に、耕作者不在農地の情報共有コーナーとして、毎月時間をとって行うということになります。担い手の空白地帯が、結構、丸亀にはあります。結局、受け手がいないんで、申出書が沢山出てくるという可能性があります。担い手不在エリアほど、農地を貸したいという方が多いので、そういったところでどれだけマッチングできるのかという問題になります。それと一つお願いなんんですけど、貸付の申し出があったところで、荒廃化が進んでいる遊休農地があれば、皆さんにご紹介したことがあるんですが、フレールモアを使わないと再生ができない農地につきましては、一反当たり 24,000 円の補助金が出る補助制度がありますので、そちらお使いいただけるのであれば、受け手の方にご案内頂けたらと思います。あと一つ注意点としまして、皆さん個人情報を持ち歩くことが多くなると思います。普段タブレットを持って調査したりして、個人情報関係については重々お気をつけいただいていると思いますが、カバンの中に個人の名前とか住所とか入っている資料を持ち歩くことが多くなると思いますので、紛失などには十分ご注意ください。それと今回は貸したいという農地のマッチングの事務の流れだったんですが、これまでもあったと思うんですが、ブルーベリーの観光農園のために農地を借りたいという方、

こういった借りたいという声に対しましては、また、相談者の意向に応じて委員さんに必要な資料をお渡しするなり、提供を呼び掛けたりして、個別にケースバイケースで対応していこうと思いますので、また、ご協力をよろしくお願ひします。説明としては以上です。

●会長（松永哲夫君）

いま、説明が終わりましたが、先月から議題となっていました耕作者不在農地の利用調整、新たな仕事といった感じがしますし、農業委員さん、推進委員さんにお手間をかけると思うんですが、現在、丸亀市内でもこういった状況ですので、ご理解いただいて情報が出てきてまいりましたら、ご意見なり調査をお願いしたいと思います。何かご質問ございませんでしょうか。

●農地利用最適化推進委員（守家祥司君）

貸付申込書の中で、貸付希望期間3年以上となっていますが、これ3年以上でいいんですよね。というのは、今年、今までの貸付が切れる方がいらっしゃって、今まで3年でやっていたんだけど、次、契約を更新するとなったら10年となってしまうと、10年はちょっと出来ないのでここで引かせてもらうということで、契約が切れている農地が今回のリストに出てるのですが、どういった経緯で10年というのが出回っているのか分からんんですが、今回、地域計画の話の10年の話があって、誤解が出回っている可能性があるので、その方には、10年ということはないので、3年でもいいのだから出来るだけやってというのはお願いには行っていますけど、ちょっとそういった話が出回っているので、そのあたりについて、もし、機構のほうで言われているのであたらやめて欲しいし、どこから出ているのか分からんのですが、そのあたり注意をしていただきたいなというように思っています。せっかく貴重な扱い手の方なので、そういった方が辞めていくと困りますので、そういう意味では、今後も、機構を通すけれども契約期間としては、別に3年でも構わないということでおろしいでしょうか。

●事務局長（大西良明君）

はい、今の守家委員のご質問にお答えします。地域計画策定後の農地バンクを通した促進計画を全国で定めたときに基本10年といった話があったので、恐らくその時に10年というものが、全国の資料では載っていたのかも分かりません。香川県としては特例として3年以上にしようということで定めておりますので、3年以上では貸借は可能ですので、耕作者の方にも正確な情報をお伝え頂けたらと思います。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

仮に3年と決めたら、3年以内で止めるることは出来るんでしょうか。

●事務局長（大西良明君）

はい、それはお互いの合意で、耕作者が出来ない正当な理由があり、所有者の方が同意すれば、途中解約は可能です。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

そこで、貸し手と借り手が揉めた場合、例えば途中で止められて返されても困るなどの問題があると思うんやけど。

●事務局長（大西良明君）

途中解約した場合には、所有者の管理責任には戻るんだと思いますが、今までの基盤法でもそうだと思うんですが。結局は、耕作者不在農地となりますので、そういう農地も対象となってくるんですよね。期間が満了して、今までの担い手の方が更新しないといった場合も結局同じなんですね。その農地を次に借りてくれる方がいないこととなるので、所有者が借りてくれる人を探す場合は、すべてこの申出書で委員さんに動いてもらって探す流れになります。但し、必ず見つかるとは限らないということは所有者の方には周知しております。この申出書の3申出にあたっての確認事項のところにも書いているんですが、当該申出書の提出後、3ヶ月程度経過しても連絡がない場合は、当該申出書の有効期間が消滅することを承諾しますという欄にチェックするようになっています。ですので、探しても見つからず連絡がなければ、この探すという作業は、一旦終了しますよということで了解を頂いているということになります。結局、所有者の管理責任がずっと続くということなので、こちらとしては遊休農地、荒廃化しないようにお願いしていくことにはなろうかと思います。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

3年借りますと言っておいて、1年で止める方も現実にはいる。

●事務局長（大西良明君）

その辞める理由が色々あろうかと思うんですけど、耕作しようと思ったけど非常に耕作に不便な農地であったとか、作付け作物の適性が無かった農地であるとか、途中で解約される方もいらっしゃ

いますので、それはやむを得ないと思います。

●会長（松永哲夫君）

他に何かご意見御座いませんでしょうか。この問題について、今から発生する色々なことがあろうかと思います。常々、お気をつけ頂けたらと思います。他にご意見も無いようですので、この耕作者不在農地の利用調整手順については、異議の無いものといたします。今後、これに基づいて取り組んで参ります。本日、早速8月5日締切り分の貸したいという意向がある6件については、議事終了後に改めて事務局から説明いたします。それでは、事務局からその他として議案ありますか。

●事務局長（大西良明君）

他にはありません。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告連絡事項に移ります。報告1番 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。

●事務局長（大西良明君）

それでは、前回の農家相談の結果についてご報告いたします。次第の裏面をご覧ください。飯山市民総合センター開催分は7月28日 竹田委員で、市役所本庁開催分は8月5日 大西委員で、綾歌市民総合センター開催分は8月12日 牛田委員で、午前9時から11時の間で受付を行い、本庁開催分で1件、綾歌センター開催分で1件の相談がございました。本庁開催分の相談内容ですが、所有農地について、現在、何とか営農しているが後継者もなく、今後、高齢のため出来なくなったりのために、まだ具体的な計画は無いが、転用の見込みや農振除外は出来るのかなどを確認したいという内容でした。回答といたしましては、具体的な計画が無いということですので、あくまで外形的な回答となると前置きをした上で、お問い合わせの農地はすべて農振農用地ですが、他の所有者の農地も含め宅地として一体利用するとしたら、例えば分譲住宅ですが、そういったものをしてから、転用の見込みはあると考えられ農振除外も可能ではないのでしょうかとお答えいたしました。綾歌市民総合センター開催分の相談内容ですが、相談者の所有地ではないんですが、山間部に畠があり昔は果樹園として使っていたらしいんですが今は荒れていると、知人が口約束で多少は管理してくれているんですが、こういった土地を譲り渡す場合、許可が必要になると聞いた、また、

相続が発生した場合、どうなるのかという相談内容でした。回答といたしましては、まず、地目が山林なのか畠なのかで扱いが変わるんですが、畠の場合、登記変更を行う際に農地法3条の所有権移転、転用など地目変更を伴う権利移動の場合については農地法5条の農地法上の許可が必要ですと、農地であって所有権移転のみの場合であれば、受け手側の具体的な営農計画等を審査することとなります。また、地目変更を伴う場合、転用の場合は、条件が厳しいため改めて農業委員会事務局の転用申請の担当にご相談頂けたらということでお伝えいたしました。また、相続の場合は、親族内で相談して頂くことになるんですが、まず、法定相続というのがあつたりするので、然るべきところで相談頂けたらという回答をいたしました。報告は以上です。次に、次回の農家相談会の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は8月27日水曜日 松永会長で、市役所本庁開催分は9月5日金曜日 田中委員で、綾歌市民総合センター開催分は9月10日水曜日 小松委員の担当で、それぞれ午前9時から11時までの受付となっています。農家相談の手引きをお持ちの上、御出席ください。以上です。

●会長（松永哲夫君）

只今の報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

その他の報告事項ございませんか。

●事務局長（大西良明君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告は終わりました。続きまして、土地に関する議題に移ります。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

土地に関する議題といたしまして、議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第43号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取につ

いて、議案第44号 非農地証明願について、議案第45号 許可後の事業計画変更申請について、報告第15号 農地法第3条の3の規定による届出について、報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について、報告第17号 許可後の取消願について、以上ご審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の提案説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

失礼いたします。議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒にご確認をよろしくお願ひします。

議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。案件は3件です。

1番 金倉町・・・合計面積 82.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足が懸念される譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2番 中津町・・・合計面積 12.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産な当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

3番 飯山町東坂元・・・合計面積 4,729.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、就農を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で果物等を作付けする計画が提出されています。

以上3件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について 同項第4号の農作業常時従事要件、及び第6号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。御審議よろしく

お願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました、質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特ないようすで、採決いたします。議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、整理番号1番から3番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特にご異議も無いようすで、議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請3件は、原案の通り許可することを決定いたしました。次に、議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

2ページをお開きください。議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。案件は2件です。

1番 土器町東一丁目・・・合計面積 571.86 m²（内併せ利用地 285.86 m²）【議案読み上げ】

この案件は、昭和48年頃、申請地に隣接する土地と併せて貸住宅3棟と進入路を建築・整備し、利用してきましたが、当時、申請地については、農地法の許可申請が行われておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き、貸住宅と進入路として利用するものです。申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番 飯山町上法軍寺・・・合計面積 0.39 m²【議案読み上げ】

この申請地は、令和4年に営農型太陽光発電設備の用地に供するため、一時転用の許可を受けましたが、この度、期限を迎えるため、更新の手続きを行い、引き続き、営農型太陽光発電設備用地と

して利用するものです。申請地は、農用地区域内と区域外の農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上2件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから問題は無いものと考えます。以上、御審議よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

それでは採決いたします。議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から2番の各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永 哲夫 会長）

議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請2件は、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。次に、議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

3ページをお開きください。議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。案件は9件です。

1番 今津町・・・合計面積 3,972.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸店舗2階建て1棟の建築整備を図るもので、申請地は、

農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番　柞原町・・・合計面積 269.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅2階建て1棟の建築整備を図るもので、申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。4ページをお開きください。

3番　柞原町・・・合計面積 1,449.80 m² (内併せ利用地 1,182.80 m²) 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場として整備を図るもので、申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番　飯野町東分・・・合計面積 1,131.00 m² (内併せ利用地 10.00 m²) 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅2階建4棟の建築整備を図るもので、申請地は、農用地区域内農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番　天満町一丁目・・・合計面積 289.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅平屋建1棟の建築整備を図るもので、申請地は、準住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。5ページをお開きください。

6番　土器町東一丁目・・・合計面積 1,744.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲5区画と分譲駐車場2区画の整備を図るもので、申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

7番　飯山町上法軍寺・・・合計面積 624.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、住宅平屋建1棟、カーポート平屋建2棟、テラス1棟の建築整備を図るもので、申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番 飯山町川原・・・合計面積 498.04 m² (内併せ利用地 5.04 m²) 【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅平屋建1棟と車庫1棟の建築整備を図るもので

申請地は、準工業用地の指定がされ、第3種農地に区分されます。6ページをお開きください。

9番 飯山町東坂元・・・合計面積 478.15 m² (内併せ利用地 266.15 m²) 【議案読み上げ】

この案件は、宅地拡張のため、使用貸借権の権利設定を行い、カーポート1棟と物置1棟の建築整備を図るもので。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上9件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障や被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たしていることから問題ないものと考えております。ご審議よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、採決いたします。議案第42号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から9番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請9件は原案の通り許可相当として、委員会意見書添付の上、進達することといたします。続きまして、議案第43号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題に供します。説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、7ページをお開きください。議案第43号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてでございます。本議案については、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、農業委員会に意見聴取を求めるものです。件数は、筆数が2筆、面積2,479.00m²です。この2筆に関しては、農地機構が農業経営の規模拡大、農地の集団化を促進するために、機構が農地を買い入れて扱い手に売り渡す、いわゆる農地売買支援事業に伴う計画です。同法第18条第5項の各要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、御審議よろしくお願ひします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりましたが、只今の説明に対しまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議もないようですので、議案第43号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案通り処理していくことといたします。続きまして、議案第44号 非農地証明願についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

8ページをお開きください。議案第44号 非農地証明願についてでございます。案件は3件です。

1番 飯野町西分・・・合計面積456.00m²【議案読み上げ】

申請地は、農地法施行日以前から、住宅敷地の一部として使用されてきており、今後も同様の使用が見込まれます。

2番 土器町東一丁目・・・合計面積62.00m²【議案読み上げ】

申請地は、日付は定かではありませんが、昭和の時代に周辺農地の農道として拡幅され、現在に至っており、今後も同様の使用が見込まれます。

3番 土器町東一丁目・・・合計面積25.91m²【議案読み上げ】

申請地は、先程の2番の申請地と同様に農道として使用されてきており、今後も同様の使用が見込まれます。

以上3件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。御審議よろしくお願ひします。

●会長（松永哲夫君）

只今の説明に対しまして何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議もないようありますので、議案第44号 非農地証明願について、整理番号1番から3番の各案件については、原案通り処理していくことといたします。次に議案第45号 許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

9ページをお開きください。議案第45号 許可後の事業計画変更申請についてでございます。案件は1件です。

1番 今津町・・・合計面積 986.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、令和7年3月18日、共同住宅の建築整備を図る計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、発注先の工務店の倒産により計画を中止せざるを得ない状況となり、別の形での事業を検討する中で、申請地に隣接する病院の駐車場として需要、また、必要性が高いことから、貸駐車場整備での事業計画に変更したいとの申請がありました。御審議よろしくお願ひします。

●会長（松永哲夫君）

只今の説明に対しまして、何か御質問、ご意見はございませんか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議もないようありますので、議案第45号 許可後の事業計画変更申請、整理番号1番の案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。それでは報告事項に入ります。報告第15号 農地法第3条の3第の規定による届出について、報告第16

号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、報告第 17 号 許可後の取消願について
は、一括して報告いたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、10 ページをお開きください。報告第 15 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
でございます。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった
際に届け出るものであります。報告は 2 件です。

1 番 飯野町東分・・・合計面積 2,021.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 7 月 7 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望
はございません。

2 番 飯山町上法軍寺・・・合計面積 6,723.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、令和 7 年 5 月 23 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望
はございません。11 ページをお開きください。

報告第 16 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認についてでございます。報告は 2 件です。

1 番 中津町・・・合計面積 487.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、労働力不足のため、賃借人主導により
離作補償なく合意解約するものです。

2 番 綾歌町富熊・・・合計面積 2,479.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の権利設定がされていたものですが、農地機
構を通した農地売買支援事業による売却のため、離作補償なく合意解約するものです。12 ページを
お開きください。

報告第 17 号 許可後の取消願についてでございます。報告は 2 件です。

1 番 山北町・・・合計面積 602.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、令和 5 年 12 月 25 日に、駐車場の整備を図る計画で、農地法第 4 条第 1 項の規定により、転用許可を受けておりますが、転用計画の中止となり、申請人が農地として利用することになったため、農地法 4 条の規定による許可の取消願を行うものです。13 ページをお開きください。

2 番 飯山町上法軍寺・・・合計面積 624.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、令和 3 年 11 月 18 日に、農地法第 5 条第 1 項の規定により、所有権移転を行い、譲受人において事務所、倉庫、駐車場、車両置き場の建築整備を行う計画で転用の許可をいただきましたが、転用計画の中止となり、農地法 5 条の規定による許可申請の取消願を行うものです。なお、別の譲受人と新たな転用事業者が転用許可の申請を行うため、今回の議案第 42 号の 5 条申請の 7 番で申請がされております。

報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

無いようですので、それでは報告事項を終わります。以上で 8 月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。

（午前 11 時 25 分終了）